

行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

第4回 コロナ禍で利用拡大? テレビ電話方式による定款認証

行政書士の業務のひとつに、法人設立（定款作成等）があります。

法人を設立する場合、その法人の基本的な規則である定款を作成し、その作成した定款は公証人による認証を受ける必要があります。

定款の認証の方法は、①紙の定款（書面）による方法、②電子定款（オンライン）による方法、③電子定款（オンライン）でテレビ電話による方法、の3つの方法があります。

③電子定款（オンライン）でテレビ電話による方法については、平成31年3月29日から始まった制度です。

この制度の要件として、発起人等の電子署名が必要であり、発起人等が電子署名できない場合には、この方法を利用することはできませんでした。

しかし、令和2年5月11日からは、発起人等が電子署名できない場合でも、電子署名ができる定款作成代理人に紙の委任状で定款作成を委任すれば、テレビ電話方式による電子定款等の認証ができることになりました。

①紙の定款（書面）による方法と②電子定款（オンライン）による方法の場合、公証役場へ出向く必要がありますが、③電子定款（オンライン）でテレビ電話による方法の場合、公証役場へ出向く必要はありません。

パソコンやスマートフォンを使用して公証人と対面し、手続きを進めることとなります。

この③電子定款（オンライン）でテレビ電話による方法で、パソコンでテレビ電話をしようとする場合、当然ですがパソコン内蔵（もしくは外付け）のカメラとマイクが必要です。

推奨ブラウザはGoogle Chromeとされており、環境の設定が必要です。

日本公証人連合会では、令和2年5月14日に新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを定め、その取り組みをしているところです。

その中で、『打合せや相談業務は、原則、対面ではなく、メール・電話・テレビ電話を利用して行うこと』、『電子定款におけるテレビ電話利用や電子確定日付等直接の面会を回避しうる制度の可及的利用拡大をはかること』という感染防止の具体策を挙げています。

日本公証人連合会も利用拡大を進めているテレビ電話方式による定款認証は始まったばかりであり、いざやってみると、なかなか手間もかかることもあるかと思います。

ですがせっかくできた制度であり、コロナ禍で対面することなく事務所にいながら手続きが行えるというメリットはあるかと思います。

※テレビ電話方式による定款認証についての詳細は、日本公証人連合会HPをご確認ください。